

マイナンバー関連法案は廃案に！

システムトラブルが噴出するなか健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードに置き換えるマイナンバー法等改定案が重大局面を迎えています（5 月 29 日現在）。

マイナンバー保険証に別人の情報がひもづけされた事例が 7312 件発生していたことが明らかになりました。別人の情報をもとに医療行為や薬剤投与が行われることは生死にかかわる問題です。オンライン資格確認ができず、「無保険」扱いで窓口負担を 10 割請求された事例も 206 人に上っています。

健康保険証の交付は亀岡市の責務！

マイナンバー法等改定案は健康保険証を 2024 年秋に廃止、マイナンバーカードに置き換えるとしています。資格を有することを示す保険証を被保険者に届けることは保険者である亀岡市の責務です。

「資格確認書」の持つ問題点

また、マイナンバー法等改正案では、マイナンバーによるオンライン資格確認を受けることができない人には、本人の申請により「資格確認書」を提供するとしています。しかし、「資格確認書」は以下のように多くの問題を持っています。



- ①. 亀岡市から届けられるのではなく、本人の申請が必要です。
- ②. 期限が 1 年で、1 年ごとの申請が必要です。
- ③. 高齢、疾病、事故、介護、独居等で申請できない場合、保険による医療を受けられるのか危惧されます。
- ④. 紛失した場合、再発行まで保険による医療を受けられるのか危惧されます。
- ⑤. 保険料を滞納した場合、これまで発行されていた短期保険証がどうなるかわかりません。
- ⑥. 保険料を滞納した場合、直ちに医療費全額負担になる危険があります。

保険証廃止・マイナンバーカード一体化は中止を！

全国保険医連合会の調査で、マイナンバーカードについて高齢者施設の 94% が管理できない、93% が代理申請に対応できないと答えています。災害や機器のトラブルでオンライン認証が不能になった場合の問題も危惧されています。マイナンバー改定関連法は廃案にし、保険証廃止・マイナンバーカード一体化は中止すべきです。

亀岡社保協学習会：第 1 回「生活保護・低所得者対策」

亀岡社保協では、今年度「京都社保協自治体キャラバンから学ぶ」学習会を開催します。京都府下の各自治体における社会保障施策の現状や特徴を学び、亀岡市での社会保障運動に生かしていきたいと考えています。どなたでもご参加いただけますので、ぜひお越しください。

○日時：6 月 11 日（日）午前 10 時～11 時 ○会場：ガレリアかめおか研修室

○報告者：松本隆浩京都社保協事務局長